

令和 7 年 6 月 16 日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和 7 年 7 月 4 日

議事録署名人 [REDACTED]

事務局 (篠田班長)	定刻となりましたので、令和 7 年度静岡県森林審議会第 1 回林地保全部会を開催します。本日は、個別諮問 1 件、包括諮問の答申報告 6 件に対し、御意見等を伺いたいと思います。 それでは、はじめに、森林保全課長の伊藤から挨拶申し上げます。
事務局 (伊藤課長)	(挨拶)
事務局 (篠田班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第 6 条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 よろしくお願ひします。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めます。 委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願ひします。 審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (篠田班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料等の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (篠田班長)	委員の皆様には、予めメールにて送付いたしました、令和 7 年度静岡県森林審議会第 1 回林地保全部会の資料と関係例規が保存されたタブレットを机に置いております。タブレットはお手元にござりますでしょうか。 審議中、操作方法が分からぬ等のトラブルがありましたら、事務局の方に手を挙げてください。 なお、オンライン出席の方は、恐れ入りますが、御自身のパソコン等で例規集、資料の御確認をお願いいたします。 次に定足数の報告をいたします。 本日は、委員 5 人に御出席いただきしており、静岡県森林審議会運

	営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。
今泉議長	<p>本日は、個別諮問1件、包括諮問の答申報告6件とのことです。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしております、████委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、次第2の個別諮問の審議に移ります。事務局から案件の説明をお願いします。</p>
事務局 (篠田班長)	<p>ファイルナンバー04「議案一覧（個別諮問）」、ファイルナンバー05「林地開発調書（中日本高速道路株式会社（上小林工区））」を御覧ください。</p> <p>本件は、調整池の位置及び基数の変更があることから、例規集のファイルナンバー03にあります諮問の取扱い基準第1の（2）ウに該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、審査を行いました森林保全課から説明いたします。</p>
森林保全課 (五十嵐主査)	(説明)
今泉議長	<p>それでは、質問の時間を持つこととします。ただいまの説明に対しまして、不明な点等がある委員の方は、挙手した上で御発言をお願いします。</p> <p>████委員、お願いします。</p>
████委員	雑草の種が飛んでくるという地域の農家の方からの申出を受けて、部分的にシートで覆うとか、コンクリートで固めるとかで、緑化はせずに代替の方法を取るという説明がありました。そういうこととして流していい話なのかどうなのか、どう考えたらよろしいでしょうか。
森林保全課 (五十嵐主査)	今回は道路の開設ですが、法令上、特に基準として緑化率というものが決められているわけではありませんので、問題はありません。
████委員	わかりました。
今泉議長	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>████委員、お願いします。</p>
████委員	緑化率は問題ないということですが、県庁を挙げて取り組んでいる景観の保全についてはどのようにお考えでしょうか。
森林保全課	大きな盛土の部分には、植栽等を行います。今回舗装する箇所は、

(五十嵐主査)	<p>橋梁下の平場になりますので、景観上の影響はそこまでないと考えられます。</p> <p>なお、当初の許可時に、造成工事部分の緑化・景観への配慮について御指導いただいているところですが、盛土の部分等についてなるべく行うというところで、やむを得ないといいますか、そういう形で問題ないかと考えております。</p>
■ 委員	<p>地元の意見を受け入れてあなたったということで、それは仕がないことかと思いますが、やはり指導事項ということでもありますし、平らな部分を緑化してくださっているのはよくわかるとして、平らな部分が非常に勿体ない空間になっているという気はしますので、今後、例えば水田に雑草が入るといった場合、何を想定されているのか、畦に生える雑草なのか、セイタカアワダチソウとかそういうものを考えていらっしゃるのかどうかというところをちょっと具体的に詰めて、次回以降進めていただけるとありがたいかなと思いました。</p>
森林保全課 (五十嵐主査)	わかりました。
今泉議長	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>■ 委員、お願いします。</p>
■ 委員	この案件については、オリフィスの変更のみが検討の対象という理解でいいですか。
森林保全課 (五十嵐主査)	一番大きいのは、調整池が2基から1基に統合されたというところとして、今回、個別諮問となつた理由となっているところです。
■ 委員	少し本件と離れる話題になってもよろしいでしょうか。
今泉議長	はい。
■ 委員	<p>まず一点は、森林がなくなったのでこの部会が開かれているということで、孤立して平野の中にある森林がなくなって他の盛土の森林に変わるのはわかるとして、川沿いに伸びている渓畔林のようなもの、それが、例えば、盛土だと、盛土でなくなる場合は仕がないとしても、橋梁でその下をくぐる場合、渓畔林が連続してあることというのは、生態的に非常に大きな意義を持っています。</p> <p>渓畔林があることによって、落下昆虫があるだとか、日陰を作つて水温を上げないだとか、いろいろな意味合いがありますので、橋脚にする場合は、渓畔があったところに渓畔林をもう一度戻すということを今後は検討していただきたいなというのがまず一点です。</p>

	<p>それからもう一点は、現地調査の後に少し話させていただいたことですが、[REDACTED]していました。</p> <p>それから、[REDACTED]つまり、調整池を作つてから泥上げや草刈りをしないまま 10 年経つことによって、抽水植物が三々五々入るような状態になり、今となつては珍しい生き物がいっぱい入ってきた、たまたま湧水が流れ TRADE NAME でいることや山の際にあったということも効いていいるとは思いますが、調整池が現在少なくなっているため池の生き物にとって、役割を果たしている事例がありました。今回、ここの大瀬川からかなりの数の調整池を見せていただいたところ、半数弱ぐらいの池で、湧水がどこからか供給されて、細々と作りたてではありますが、水が溜まって、少し草が生えるような状況になってきている。ということは、これは調整池ですので、泥が貯まって草が生える状態を許すわけにはいきませんが、それでも 10 年手入れをしないまま置いておくと、いい状態になる。複数の調整池を使い、上手く時間と場所をシフトさせながら管理することによって、全体として、中日本高速道路株式会社のこの高速道路一帯が水辺の生き物にとって非常に良いネットワーク、生息環境として機能することが考えられるなというそういう事例を見ましたので、今後、例えば調整池を単なるコンクリート 3 面張りのような形にするのではなくて、管理をずらし生き物も生息できる環境にしていただきたいなと思いました。</p>
今泉議長	<p>今回からというより、もしかしたら今後の管理の仕方についての御指摘かもしませんが、やはり生き物にとって良い生息域になっていくというのは、もちろんその生態系そのものにとっても重要ですし、あとは高速道路の建設、あるいは管理において生態系への配慮をアピールする場にもなると思いますので、ぜひ積極的に今後御検討いただければと思います。</p> <p>その他、御意見・御質問はございますでしょうか。</p> <p>それでは私の方から 1 点、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>

森林保全課 (五十嵐主査)	変更申請が出た段階で現地調査を行い、その際に担当職員が確認しております。
今泉議長	[REDACTED]
	[REDACTED]
森林保全課 (五十嵐主査)	[REDACTED]
今泉議長	<p>わかりました。</p> <p>その他、御意見等ございますでしょうか。</p> <p>では、御意見等がないようですので、取りまとめの方に移りたいと思います。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>ちなみに、今回の区間で工事は全て完了しているのでしょうか。</p>
森林保全課 (五十嵐主査)	ほぼ完了していますが、一部、本設の沈砂池などでまだ終わっていない部分があります
今泉議長	<p>わかりました。全て完了してしまっている場合は、今の文言を付しても仕方がないのかなと思いますが、もしごめんまだ継続して工事を行っている部分があるようでしたら、こういった意見を付帯意見として加えたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。その他、付帯意見として加えた方がいいという項目はございますでしょうか。</p> <p>[REDACTED] 委員、お願いします。</p>
[REDACTED] 委員	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
今泉議長	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
[REDACTED] 委員	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]

	[REDACTED]
今泉議長	[REDACTED]
	[REDACTED]
■ 委員	[REDACTED]
	[REDACTED]
今泉議長	<p>その他、御意見はいかがでしょうか。</p> <p>景観のことを書くかどうかですが、平坦部分の緑化について、景観を考慮して緑化すること、というようなことを書いた方がよろしいでしょうか。</p>
■ 委員	<p>地域の方ともう既に合意形成がなされてしまっているので、今ここで書いても仕方がないので、次からの検討事項かと思います。</p>
今泉議長	<p>わかりました。では、付帯意見としては明記しませんが、今後、中日本高速道路株式会社とやりとりをする過程で、ぜひそのあたりも御検討いただくよう、お伝えいただければと思います。</p>
今泉議長	<p>それでは、答申を取りまとめたいと思います。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] を部会からの付帯意見とし、特に重要な意見とした上で、議案、御殿場市上小林における道路の新設(第二東海自動車道路建設事業)に係る林地開発許可申請については、『森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということで答申します。</p>
今泉議長	それでは、包括諮問案件の説明および答申報告をお願いします。
事務局 (篠田班長)	<p>資料はファイルナンバー06 包括諮問案件一覧、及び、ファイルナンバー07から12の林地開発調書等となります。</p> <p>まず、はじめに、審査を行いました各機関から計画内容・審査結果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。</p> <p>今回は6件報告いたします。</p> <p>ファイルナンバー07を御覧ください。御殿場市小倉野(ごてんばしおぐらの)における「廃棄物処分場の造成(最終処分場)」につい</p>

	て審査機関である東部農林事務所から御説明します。
東部農林事務所 (鈴木主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED]「外周の切土・盛土法面から外部への土砂流出防止対策を検討すること。」「造成完了後、順次緑化計画に従い、緑化すること。」を付しています。</p> <p>続きまして、ファイルナンバー08を御覧ください。菊川市河東(きくがわしかとう)における「土石の採掘(砂利)」について審査機関である中遠農林事務所から御説明します。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、「事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと。」「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しています。</p> <p>続きまして、ファイルナンバー09を御覧ください。駿東郡小山町中日向(すんとうぐんおやまちょうなかひなた)における「道路の新設」について審査機関である森林保全課から御説明します。</p>
森林保全課 (齋藤技師)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED]「今後の緑化工事施工箇所については、郷土種を優先して使用すること。」を付しています。</p> <p>続きまして、ファイルナンバー10を御覧ください。駿東郡小山町湯船(すんとうぐんおやまちょうゆふね)における「道路の新設」</p>

	について審査機関である森林保全課から御説明します。
森林保全課 (五十嵐主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED] 「今後の緑化工事施工箇所については、郷土種を優先して使用すること。」を付しています。</p> <p>続きまして、ファイルナンバー11を御覧ください。駿東郡小山町須走（すんとうぐんおやまちょうすばしり）における「宿泊施設・レジャー施設の設置」について審査機関である森林保全課から御説明します。</p>
森林保全課 (齋藤技師)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、「残置森林内の立枯れ木を完了前に処理するとともに、完了後も残置森林の適切な管理に努めること。」「自社が管理する既設調整池については、着手前に施設の機能に異常がないか確認し、必要に応じて補修すること。」を付しています。</p> <p>続きまして、ファイルナンバー12を御覧ください。静岡市清水区葛沢（しづおかししみずくとづらさわ）における「道路の新設」について審査機関である静岡市から御説明します。</p>
静岡市 (岩崎副主幹)	(説明)
事務局 (篠田班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED] を付しています。</p> <p>報告は以上です。</p>

今泉議長	<p>ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分について、質問の時間を持つこととします。質問がある場合は、挙手した上で発言してください。</p> <p>私の方からよろしいでしょうか。SKマテリアル株式会社に対する付帯意見は「事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと。」と書いてあり、土砂流出防止についての対応は書かれていますが、溢水防止対策についての対応は書かれていないうまでも思えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (篠田班長)	<p>まず、事務局の方から、付帯意見について御説明いたします。こちらの計画では、一部事業区域で計画されている盛土の斜面が外部に対して法面を有しており、そこからの土砂流出及び溢水の懸念があるということで、付帯意見を付けました。対応については、中遠農林事務所の担当の方から御説明いたします。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	<p>全体計画が4期ある中の2期目の計画で、一部盛土をする予定になっています。その盛土が外向きの斜面になっています。</p> <p>御指摘のとおり、溢水対策については、対応を記載していませんでした。直接外側に流れはしますが、土砂は柵によって押さえ、水は道路の脇の水路に流れ込むという計画になっています。水路についても、問題なく排水ができる事を確認しています。</p>
今泉議長	<p>対応は書かれていませんが、事業者が水路を設置して、水が速やかに排水されるような対策がされていることでしょうか。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	<p>既設の水路で対応できる容量があるといいますか、排水が可能な断面を持つ水路が外側にあって、そちらで排水をするというような計画になっています。</p>
今泉議長	<p>付帯意見に溢水防止対策とありますが、元々排水されるような条件が整っていたということですか。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	<p>そうです。</p>
今泉議長	<p>わかりました。</p> <p>その他、御意見・御質問ございますでしょうか。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>御殿場グリーン株式会社の付帯意見に「残置森林内の立枯れ木を完了前に処理する」とあり、その対応として「立枯れ木について、適切な処理、管理に努めます」とあります。危険性があるからか、見栄えが悪いからかはわかりませんが、あらかじめ切っておくとか、そういうことを想定されてこういうやりとりをされているのかと思</p>

	いますが、最近では、立枯れ木の生態学的な価値が大きいというような議論もされています。この部分についての詳細を説明していただければと思います。
森林保全課 (齋藤技師)	立枯れ木については、生態学的な検証を行っているわけではなく、単純に危険性の観点から切るようにと意見を付しました。管理に関する意見ですので、まだ切ったところの確認には至っていませんが、御意見を踏まえて、今後考慮させていただけたらと思います。
■ 委員	<p>わかりました。</p> <p>その立枯れ木が倒れた場合に、人間なり、財産なり、危害を加える恐れがある場所については、おっしゃるとおりで良いと思いますが、そういうことがないような場所の立枯れ木というのは、今の学問的な議論の中では、生態系にとって非常に重要な役割がある。立枯れの状態を残置するということが望ましいとされており、諸外国においては、立枯れ木をある程度残すことを義務付けるところもあると聞いています。今後、残置森林に立枯れ木があるようなケースの場合、その辺も含めたきめ細やかな意見をつけるのが良いのかなと思いました。今後のことということでおろしくお願ひします。</p>
今泉議長	では、■ 委員、お願ひします。
■ 委員	<p>中日本高速道路株式会社の中日向工区の件で2点あります。</p> <p>まず、外来牧草がバミューダグラスとチューイングフェスク、クリーピングレッドフェスクということで、先ほど説明のあった配合と若干違っており、どれがどうなのかよくわかりません。配合3のパターンが統一的に使われるのか、そうではなくて、外来のあまり逸出して拡大分散しないようなものの組み合わせていくということなのか、そのあたりを少し整理していただけるとありがたいです。</p> <p>それから、平場に道路を作ってしまったので、防草シートを張っているということですが、これは、ゆくゆくは一体どうなるのでしょうか。</p>
森林保全課 (齋藤技師)	ゆくゆくは道路の拡幅を行いたいと聞いています。今は平場ですが、ここも道路の一部にするということで、管理上、防草シートを張っています
■ 委員	わかりました。では、牧草の方は、中日本高速道路株式会社として一体どういう姿勢なのか、牧草なら牧草でどういう配合なのかというあたりを、次までとか、何かそういう形で見せていただけるとありがたいです。

	<p>続けて、SKマテリアル株式会社の案件で、希少種である植物を区域外に移植したとあります。自然保護課と協議済ということなので、いつも口を噤んでいましたが、基本的に、区域外への移植とか、放流とか、離してしまうとか、そういうことは、近年はありません。先ほどの個別諮問でもありましたが、周りにたくさんあるからいいというのも、本来は許容されない方法です。例えば、SKマテリアル株式会社の箇所は、南側はゴルフ場がたくさん開発されていて、北側はソーラーパネルがずっと広がっている。つまり、この辺りの山塊のほとんどが開発され尽くし始めているような状況にあります。そのような場所で、周りにいっぱいあるからとか、あるいは区域外に移植したから大丈夫だというのは、本来はあまり使ってはならない手法になります。ですが、自然保護課が了解しているということなので、ここでは少し申し上げにくいところですが、その点は少し留意していただきたいと思います。</p> <p>それから、株式会社丸信産業の案件で、表土を盛土の方に、西側に盛っているということでしたが、表土というのは、土壌も十分に発達しており、歴史をかけて作られたもので、その中に、先駆性ではありますが、いろいろな樹木や草の種子が入っています。下の方の土壤基盤とは別に、表土は表土で工事や利用が終わった時に活用していただければと思います。それをお伝えいただければありがたいと思います。</p>
今泉議長	<p>では、事業者にお伝えいただければと思います。</p> <p>その他、御意見・御質問はございますでしょうか。</p> <p>委員、お願いします。</p>
■ 委員	中日本高速道路株式会社の中部横断自動車道の案件で、説明のあった水系の違いではなく、気になった箇所があります。新旧対照図の北の方、中部横断自動車道清水J.Cと書かれたところが非常に大きな法面になっています。おそらく緑化することではないかと思いますが、もう何年も木が生えている様子もなく、大きな法面が露出したままになっているのが非常に気になっています。これは緑化される場所なのでしょうか。
静岡市 (岩崎副主幹)	中日本高速道路株式会社の方からスマートインターチェンジを作る計画があり、今後変更許可申請を出すと聞いています。まだ図面を確認していませんので、今の段階ではわかりません。
■ 委員	わかりました。今後変更の余地があるのでまだ緑化していないということですね。ここは一体どうなるのだろう、このままにされる

	のではないかと気になっていました。
今泉議長	<p>緑化に関しては、これまで、最終残壁になったところから順次緑化することという付帯意見を出し、事業者から回答をもらっていましたが、先日、浅見委員と緑化の成功した箇所を見に行き、やはり最終残壁になってすぐに緑化したところは、木が成長して森になって、その後緑化する場所に種子を供給しており、最終残壁になった箇所から速やかに緑化することが重要だと改めて感じました。工事がすべて終わってから緑化するのではなく、工事が終わった箇所から徐々に緑化するというのを、ぜひ、今後も、いろいろな事業者が対象になると思いますが、指導していただけるとありがたいと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>■ 委員お願いします。</p>
■ 委員	資料 06 の一覧表の付帯意見で、中日本高速道路株式会社の中横断自動車道の案件が特に重要な意見になっていますが、何か背景があつてのことでしょうか。 ■
事務局 (篠田班長)	■ ■
■ 委員	<p>特に重要な意見とする場合は、それ相応の背景があるということだと思いますし、状況によっては、■ もっと統一で全部特に重要な意見としてもいいのかなとか、この辺は少し理屈を整理して、1件1件確認しておいた方がいいかなと思いました。</p>
今泉議長	<p>その他、御意見・御質問はありますでしょうか。</p> <p>それでは、意見が出尽くしたと思いますので、取りまとめの方に移りたいと思います。</p> <p>いろいろな御質問や御意見がありましたら、付帯意見を新たに付け加えるべきだという意見等がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。</p> <p>今回の議論をお聞きしまして、私としては、今まで出ている付帯意見を着実に守っていただきたいとか、事業者にこういったことをお伝えいただきたいという、御意見が多かったのかなと思います。特に新たな付帯意見になるような事項はなかったと考えていますが、いかがでしょうか。</p>

各委員	(意見なし)
今泉議長	<p>新たな付帯意見は特にないということで進めたいと思います。</p> <p>では、以上で包括諮問の質疑応答が一通り終わりました。</p> <p>最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。</p>
事務局 (篠田班長)	<p>次回の林地保全部会の開催予定について御説明します。</p> <p>次回は9月に開催を予定しています。委員の皆様に御都合をお伺いし、後日、日程を御連絡致します。</p> <p>なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了承ください。事務局からは以上です。</p>
今泉議長	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。包括諮問案件は特に新しい意見はありませんでしたが、1つ事業者に確認していただきたいということがありましたので、確認の上、次回の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である板谷委員の署名を受けてください。</p>
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (篠田班長)	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の伊藤から皆様にお礼を申し上げます。</p>
事務局 (伊藤課長)	(挨拶)